

自宅の耐震診断をしてみませんか？

階上町木造住宅耐震診断支援事業

～令和5年度募集のお知らせ～

町では災害に強いまちづくりを推進することを目的に、平成25年度から「木造住宅耐震診断支援事業」を実施しております。

この事業は耐震診断を希望する町内の木造住宅の所有者等に対し、町が耐震診断員を派遣して、耐震性の判定を行い、所有者等に判定結果をお知らせする事業です。

耐震診断を希望する木造住宅の所有者等の方は、対象住宅であるかを確認のうえ、お申込みください。

1 対象住宅

耐震診断の対象となる住宅は、階上町内に存し、次に掲げる要件の全てに該当する住宅です。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築（着工）された住宅で、かつ昭和56年6月以降に増改築していない住宅
- (2) 在来軸組構法又は伝統的な構法によって建築された木造住宅で地上階数が2以下のもの
- (3) 一戸建て専用住宅又は併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ住宅以外の用途に供する部分の床面積が50平方メートル以下であるものに限る。）であるもの
- (4) 建築基準法に違反していないもの
- (5) 町税を滞納していない所有者等の住宅

※住宅の所有者等（所有者又はその親族をいう。）による申請が可能です。

2 募集件数

先着順で1件（申込者多数の場合は抽選を行います。）

なお、募集件数が定員に達し次第、今年度の事業は終了となります。

3 募集期間

令和5年11月30日（木）まで

（受付時間は8：15～17：00となります。）

（受付は土・日・祝日を除きます。）

4 申込書類

次の書類を1部提出してください。

ただし、次の⑦の書類により証明すべき事由を、申請者の同意を得て町が保有する公簿等により確認することができる場合は、当該書類を省略することができます。

- ① 階上町木造住宅耐震診断支援事業申込書
- ② 誓約書兼同意書
- ③ 建築時期及び床面積が確認できるいずれかのもの

(建築確認申請の写し、建築確認済証、資産証明書、登記事項証明書等)

- ④ 位置図又は付近見取図
- ⑤ 外観写真(2枚以上)
- ⑥ 概略平面図(建築確認申請書があればその写し)
- ⑦ 町税に滞納がないことを証明する書類

5 耐震診断費用

耐震診断の総費用は次の表のとおりとなります。

診断費用の総費用は原則147,000円ですが、そのうち136,000円については、国、県、町で負担し、申込者負担は11,000円となります。ただし、延べ床面積に応じて、申込者負担額は増額となります。

延べ床面積	診断費総額	公的負担 限度額	申込者 負担額
～ 200㎡以下	147,000円	136,000円	11,000円
200㎡超 ～ 250㎡以下	168,000円	136,000円	32,000円
250㎡超 ～ 300㎡以下	189,000円	136,000円	53,000円
300㎡超 ～ 350㎡以下	211,000円	136,000円	75,000円
350㎡超 ～ 400㎡以下	232,000円	136,000円	96,000円

※ 上記金額は全て消費税及び地方消費税相当額を含む。
※ 上限400㎡を越える場合は、別途協議とする。

6 耐震診断支援事業の流れ

- ① 「申込書」を町へ提出
- ② 申込書を町が審査し、耐震診断支援が決定した場合「決定通知書」が申込者に送付されます(なお、不決定の場合には「不決定通知書」が送付されます)。
- ③ 日程調整のうえ、町が派遣する耐震診断員が調査に伺います(なお、派遣する時期は令和5年12月～令和6年1月の間となります)
 - ・調査には必ず立ち会うこととなります。
 - ・天井裏や床下を調査する必要がありますので、入れる場所周辺の片付けをしてください。
- ④ 診断後、耐震診断員は報告書を作成します。
- ⑤ 耐震診断員が診断結果を説明に伺います。

7 問い合わせ先

階上町役場 建設課 都市計画グループ

電話 0178-88-2120

住所 〒039-1201

青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87